

第61期定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

● 事業報告

「会社の新株予約権等に関する事項」

「会社の体制及び方針」

● 連結計算書類

「連結株主資本等変動計算書」

「連結注記表」

● 計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

日本パワーファスニング株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

1. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況

I. 2019年8月7日開催の取締役会決議に基づき発行した第1回新株予約権

新株予約権の総数	38,194個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 3,819,400株 (注) 1 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり72円 (本新株予約権の払込総額金2,749,968円)
新株予約権の払込期日	2019年8月23日
新株予約権の行使に際して出資される財産の 価額	当初価額1株につき144円 (注) 2、3 なお、行使価額は修正又は調整されることがある。
新株予約権の行使期間	2019年8月23日から2024年8月23日まで (注) 4
新株予約権の行使により株式を発行する場合 における増加する資本金及び資本準備金	1. 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 2. 増加する資本準備金の額は、上記1記載の資本金等増加限度額から上記1に定めるその端数を切り上げるものとする増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
割当先	第三者割当の方法により、それぞれ以下のとおり割当 た。 投資事業有限責任組合インフレクションII号 24,370個 Inflexion II Cayman, L.P. 10,330個 フラッグシップアセットマネジメント投資組合83号 3,494個

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権1個の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、14,400円（以下「出資金額」という。）を当該行使請求の効力発生日において適用のある行使価額で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額を当該行使請求の効力発生

日において適用のある行使価額で除して得られる最大整数とする。（1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）

なお、本新株予約権の目的となる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。但し、下記「（注）2. 新株予約権の行使時の払込金額」〔b〕項又は〔c〕項に従い、行使価額が修正又は調整された場合は、本新株予約権の目的である株式の総数は変更される。

（注）2. 新株予約権の行使時の払込金額

- 〔a〕本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

本新株予約権1個の行使に際し、出資される財産は、14,400円とする。

- 〔b〕行使価額

〔1〕各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「行使価額」という。）は、144円とする。なお、行使価額は次項第〔1〕号乃至第〔6〕号に定めるところに従い調整されることがある。

〔2〕2020年2月25日及び2021年2月22日（修正日）まで（当日を含む。）の5連続取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（修正日価額）が、修正日に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限修正価額とする。「下限修正価額」とは、116円をいう。（但し、次項第〔1〕号乃至第〔3〕号に定めるところに従って行使価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。）

- 〔c〕行使価額の調整

- 〔1〕行使価額の調整

① 当社は、本新株予約権の発行後、本号②に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{既発行又は処分株式数} \times \frac{1\text{株当たりの発行又は時価}}{\text{処分価額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

② 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

イ 時価（第 [2] 号②に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株式に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

ロ 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

ハ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

ニ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ホ 上記イ乃至ハの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至ハにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権を有する者（以下「新株予約権者」という。）に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\begin{array}{c} (\text{調整前行使価額} \\ - \text{調整後行使価額}) \\ \times \end{array} \text{調整前行使価額により当該期間内に} \\ \text{交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

[2] ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第[1]号②ホの場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に本項第[1]号②又は本項第[6]号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、本項第[1]号②ホの場合には、行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

④ 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

[3] 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第[4]号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（本項第[4]号②の場合には、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株当たりの対価、本項第[4]号③の場合には、取得条項付株式又は

取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株当たりの対価（総称して、以下「取得価額等」という。）が、本項第〔4〕号において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額（但し、調整後行使価額が116円を下回ることとなる場合には、116円とする。）に調整される。

〔4〕本項第〔3〕号により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）
調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合
調整後行使価額は、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

③ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

④ 本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、第〔1〕号②ホに定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

〔5〕本項第〔1〕号及び第〔3〕号の両方に該当する場合、調整後行使価額がより低い金額となる規定を適用して行使価額を調整する。

〔6〕本項第〔1〕号②及び第〔4〕号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

[7] 前項第〔2〕号により行使価額の修正を行う場合、又は本項第〔1〕号乃至第〔6〕号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の行使価額、修正後又は調整後行使価額及びその適用の日その他の必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(注) 3. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

[a] 本新株予約権の行使請求により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する当社普通株式の数は行使価額の修正に伴って変動する仕組みとなっているため、株価が下落し、上記「(注) 2. 新株予約権の行使時の払込金額」〔b〕項第〔2〕号に従い行使価額が修正された場合には、本新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は増加する。

[b] 行使価額の修正基準

2020年2月25日及び2021年2月22日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日まで（当日を含む。）の5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（以下「修正日価額」という。）が、修正日に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以後、修正日価額に修正される。

[c] 行使価額の修正頻度

2回（2020年2月25日及び2021年2月22日に修正されることがある。）

[d] 行使価額の下限等

上記「(注) 2. 新株予約権の行使時の払込金額」〔b〕項第〔2〕号に従い修正される行使価額の下限は、116円とする。（但し、上記「(注) 2. 新株予約権の行使時の払込金額」〔c〕項第〔1〕号乃至第〔6〕号に定めるところに従って行使価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。）

(注) 4. 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社は、割当先との間で2019年8月7日付で締結した本引受契約において、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権の行使について以下のとおり合意しました。なお、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権を割当先に割当てる日は2019年8月23日とする。

[1] 割当先は、2019年8月23日から2020年2月24日までの期間は、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権を使用しない。

[2] [1]にかかわらず、①当社の単体又は連結の半期の損益計算書に記載される営業損益が2連続で損失となった場合、②当社の各事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合、③本引受契約に定める前提条件が成就していないかったことが判明した場合、又は④当社が本引受契約上の義務又は表明・保証に違反（軽微な違反を除く。）した場合には、割当先は、その後いつでも本新株予約権及び本転換社債型新株予約権を使用できる。

また、当社は、本引受契約において、①払込期日から2024年8月23日までの間、割当先の事前の書面による同意なく、株式等を発行又は処分してはならないこと、②本払込期日から2024年8月23日までの間、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受けの意向の有無を確認するものとすること、及び③割当先が②による引受けを希望する場合、発行会社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分することを約束しました。

II. 2019年8月7日開催の取締役会決議に基づき発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

新株予約権の総数	49個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	<p>1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。</p> <p>2. 新株予約権の目的である株式の数は、本転換社債型新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、同時に行使された本転換社債型新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する（当社が単元株制度を採用している場合において、本転換社債型新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。）。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。</p>
新株予約権の払込金額	本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額	<p>1. 本転換社債型新株予約権1個の行使に際し、当該本転換社債型新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。</p> <p>2. 本転換社債型新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。</p> <p>(注) 1、2</p>
新株予約権の行使期間	2019年8月23日から2024年8月21日まで (注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	<p>1. 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2. 増加する資本準備金の額は、上記1記載の資本金等増加限度額から上記1に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

割当先	<p>第三者割当の方法により、それぞれ以下のとおり割当された。</p> <p>投資事業有限責任組合インフレクションII号 32個 Inflexion II Cayman, L.P. 13個 フラッグシッピーアセットマネジメント投資組合83号 4個</p>
-----	---

(注) 1. 新株予約権の行使時の払込金額

[a] 転換価額

- [1] 各本転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、144円とする。なお、転換価額は次項第[1]号乃至第[6]号に定めるところに従い調整されることがある。
- [2] 2020年2月25日及び2021年2月22日（修正日）まで（当日を含む。）の5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（修正日価額）が、修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限修正価額とする。「下限修正価額」とは、116円をいう。（但し、次項第[1]号乃至第[6]号に定めるところに従って転換価額にに対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。）

[b] 転換価額の調整

[1] 転換価額の調整

- ① 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\begin{aligned}
 & \text{既発行} \quad \frac{\text{発行又は}}{\text{処分株式数}} \times \frac{1\text{株当たりの発行又は}}{\text{処分価額}} \\
 & \text{普通株式数} + \text{時価} \\
 \text{調整後} = \text{調整前} \times & \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}{\text{既発行普通株式数}}
 \end{aligned}$$

- ② 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- イ 時価（第 [2] 号②に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）
調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ロ 株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ハ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合
調整後転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。
但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ニ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ホ 上記イ乃至ハの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至ハにかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本転換社債型新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- [2] ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額を適用する日（但し、本項第[1]号②ホの場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。
- この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ③ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に本項第[1]号②又は本項第[6]号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、本項第[1]号②ホの場合には、転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- ④ 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

- [3] 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第[4]号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（本項第[4]号②の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株当たりの対価、本項第[4]号③の場合は、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株当たりの対価（総称して、以下「取得価額等」という。）をいう。）が、本項第[4]号において調整後転換価額の適用開始日として定める日において有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該払込金額又は取得価額等と同額（但し、調整後転換価額が116円を下回ることとなる場合には、116円とする。）に調整される。
- [4] 本項第[3]号により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、無償割当又は株式の分割による場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）
調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合
調整後転換価額は、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当の場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ③ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合
調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ④ 本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかるわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本転換社債型新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、第[1]号②ホに定め

る算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

- [5] 本項第〔1〕号及び第〔3〕号の双方に該当する場合、調整後転換価額がより低い金額となる規定を適用して転換価額を調整する。
- [6] 本項第〔1〕号②及び第〔4〕号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- [7] 前項第〔2〕号により転換価額の修正を行う場合、又は本項第〔1〕号乃至第〔6〕号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(注) 2. 本転換社債型新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

[a] 本転換社債型新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は株価の下落により増加することがある。当該株式数は行使請求に係る本転換社債型新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数であるため、上記「(注) 1. 新株予約権の行使時の払込金額」[a] 項第〔2〕号に従い転換価額が修正された場合には、本転換社債型新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は増加する。

[b] 転換価額の修正基準

2020年2月25日及び2021年2月22日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日まで（当日を含む。）の5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（以下「修正日価額」という。）が、修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。

[c] 転換価額の修正頻度

2回（2020年2月25日及び2021年2月22日に修正されることがある。）

[d] 転換価額の下限等

上記「(注) 1. 新株予約権の行使時の払込金額」[a] 項第〔2〕号に従い修正される転換価額の下限は、116円とする（但し、上記「(注) 1. 新株予約権の行使時の払込金額」[b] 項第〔1〕号乃至第〔6〕号に定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。）。なお、本転換社債型新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数は、行使請求に係る本転換社債型新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数となる。

(注) 3. 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社は、割当先との間で2019年8月7日付で締結した本引受契約において、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権の行使について以下のとおり合意しました。なお、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権を割当先に割当てる日は2019年8月23日とする。

[1] 割当先は、2019年8月23日から2020年2月24日までの期間は、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権行使しない。

[2] [1]にかかわらず、①当社の単体又は連結の半期の損益計算書に記載される営業損益が2連続で損失となった場合、②当社の各事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合、③本引受契約に定める前提条件が成就していないかったことが判明した場合、又は④当社が本引受契約上の義務又は表明・保証に違反（軽微な違反を除く。）した場合には、割当先は、その後いつでも本新株予約権及び本転換社債型新株予約権行使できる。

また、当社は、本引受契約において、①払込期日から2024年8月23日までの間、割当先の事前の書面による同意なく、株式等を発行又は処分してはならないこと、②本払込期日から2024年8月23日までの間、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受けの意向の有無を確認するものとすること、及び③割当先が②による引受けを希望する場合、発行会社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分することを約束しました。

2. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要是
以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役及び使用人の職務の執行を監査・監督するため、独立性の高い社外取締役を監査等委員として選任するとともに、業務部門から独立した内部監査部門を設置する。
 - ロ. コンプライアンス規程、コンプライアンスマニュアル及びJ P F グループ社員行動規範を定め、それらを遵守することはもとより、高い倫理観をもって事業活動に取り組む。
 - ハ. 法令・諸規則及び規程に反する行為を早期に発見・是正するため、内部通報制度を整備する。
- ニ. 内部監査部門は、内部統制システム構築の基本方針に従い、事業活動が法令及び定款等に準拠して適正・妥当に行われているかを監査し、その結果について社長に報告するとともに、取締役会及び監査等委員会にも報告を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役は、重要な職務執行・意思決定に係る情報を記録し、それら情報の保存期限その他の管理体制を整備するものとし、取締役は当該情報を常時閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. リスク管理規程を制定し、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、当社全体のリスク管理体制を明確化する。
 - ロ. リスク管理委員会を設置し、組織横断的にリスク状況を監視するとともに全社的対応に努め、各部門が所管業務に付随するリスク管理を適正に行う体制を整備する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役会及び製販会議を原則として毎月開催し、経営計画の月次・四半期ごとの業績のレビューを行い、改善策を策定する。
 - ロ. 職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等により権限と責任の明確化を徹底する。

- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
イ. 関係会社管理規程に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他重要な情報について、当社への定期的な報告を求める。
- ⑥ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ. リスク管理規程及び関係会社管理規程を制定し、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。
- ⑦ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ. 関係会社管理規程を定め、子会社の統括部門を設置し、子会社の経営自立と合理化の推進、業績の向上について積極的に協力する。
ロ. 当社の役職員を子会社の役職員として派遣し、グループ経営の推進を図る。
- ⑧ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ. J P F グループ社員行動規範を定め、子会社の役職員にも周知徹底する。
ロ. 当社の内部監査部門が子会社の業務についても監査を行い、その結果を当社の取締役会、監査等委員会に報告する。
- ⑨ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
イ. 内部監査部門が監査等委員会の監査補助を行い、総務部門が監査等委員会の事務的補助を行う。
ロ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事評価、異動等については、監査等委員会の同意を要するなど取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性を確保する。
ハ. 上記ロ. の監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。
- ⑩ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
イ. 監査等委員は取締役会のほか、製販会議等その他の重要な会議に出席することにより、取締役等からその職務の執行状況を聴取するものとし、関係資料について常時閲覧することができる。

- ロ. 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人は以下の重要情報について、発生の都度、速やかに監査等委員会に報告を行う。
- a. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実。
 - b. 会社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事実。
 - c. 役職員が法令もしくは定款に違反する行為をしたとき、またはこれららの行為をするおそれがあると考えられるときは、その旨。
 - d. その他、監査等委員会から特に報告を求められた事項。
- ⑪ 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者からの報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
- イ. 当社グループの役職員は、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ロ. 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行う。
- ⑫ 監査等委員会へ報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
- ロ. 当社は内部通報規程において、当社グループの役職員が当社の監査等委員会に対して直接通報を行うことができることを定めるとともに、経営陣から独立した窓口の設置、情報提供者の秘匿、及び当該通報したこと自体による解雇その他の不利益扱いの禁止を明記する。
- ⑬ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下この項において同じ。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- イ. 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑭ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員は、会社のすべての重要情報について常時閲覧することができる。
 - ロ. 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査部門と連携して監査を行う。

- ハ. 監査等委員会は、グループ監査会を開催することができる。
 - ニ. 監査等委員会は、グループ会社の代表者から内部統制やリスク管理等についてヒヤリングを行うことができる。
 - ホ. 監査等委員会は、定期的に代表取締役及び管理部門担当取締役と意見交換を行う。
- ⑯ 反社会的勢力の排除に向けた体制
- イ. 暴力団等の反社会的勢力とは一切の関係を持たないという企業倫理を確立する。
 - ロ. 新規取引先との取引開始に当たっては、反社会的勢力が関与していないことを確認する。
 - ハ. 反社会的勢力からの不法・不当な要求に対して断固として拒絶する。
 - ニ. 「コンプライアンスマニュアル」及び「JPFグループ社員行動規範」において周知徹底する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する取組みの状況

当社は経験豊富な弁護士並びに公認会計士を社外取締役（監査等委員）として選任するとともに、業務部門から独立した内部監査部門を設置し、取締役及び使用人の職務の執行を監査する体制としております。また、「コンプライアンスマニュアル」や「JPFグループ社員行動規範」等の規程・規則を社内文書管理データベースへ掲示し、適宜参照できる体制を整備するとともに、朝礼での復唱やリスク管理月間におけるチェックを通じて、周知を図っております。なお、社内及び外部に内部通報窓口を設置しており、当該通報を行ったことにより通報者が不利益な扱いを受けることがないように不利益扱いの禁止を含む内部通報規程を定め周知しております。

- ② 損失の危険の管理に関する取組みの状況

リスク管理規程等社内規程を定めるとともに、リスク管理委員会を開催し、組織横断的にリスク状況を把握するとともに、リスクコントロールに努めております。また、毎年リスク管理月間を定め、管理状況の点検や周知を図っております。

- ③ 取締役の職務執行の適正性及び効率性の確保に関する取組みの状況

取締役会（15回開催）や製販会議（12回開催）において、業績や事業計画の進捗状況をチェックするとともに、職務分掌規程や職務権限規程、稟議規程等により権限と責任を明確化することで、取締役の職務執行の適正性・効率性を確保しております。

- ④ 当社グループにおける業務の適正性確保に関する取組みの状況
当社子会社の事業運営については、「関係会社管理規程」に基づき、その自主性を尊重しつつ、当社における合議・承認事項及び当社に対する報告事項等を定め、その執行状況をモニタリングしております。また、当社の取締役が子会社の役員を兼務し、管理・監督する体制としております。内部監査部門は、子会社の内部監査を実施するとともに、その結果を取締役会・監査等委員会に報告するなど、現状把握に努めております。
- ⑤ 監査等委員会の監査の実効性確保に関する取組みの状況
監査等委員会による監査を実効的なものとするため、常勤の監査等委員が製販会議やリスク管理委員会等の重要な会議に出席するとともに、内部監査部門と緊密に連携を図っております。また、監査等委員会は代表取締役をはじめ業務執行を行う取締役と定期的に意見交換を行うとともに、会計監査人とも定期的に意見交換を行い、取締役の業務執行状況や会計監査の状況等の把握に努めています。
- ⑥ 反社会的勢力の排除に関する取組みの状況
反社会的勢力対応の組織的対処のための不当要求防止を統括する部署を総務担当部門とし、平素より所轄の警察署や顧問弁護士等の外部専門機関との協力体制を構築しております。また、当社制定の取引基本契約書において、反社会的勢力排除条項を設ける等の対策をしております。なお、不当要求があった場合は、総務担当部門を中心に外部専門機関と連携して速やかに排除する体制を整備しております。

(2) 会社の支配に関する基本方針
特に定めておりません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つとして認識し、経営基盤の強化と将来の事業展開に備えた内部留保の充実を図りつつ、業績に応じた安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

内部留保金につきましては、財務体質の改善に資する負債の返済、生産設備の更新・増強や成長分野への投資等に充当し、事業の拡大に努めています。

なお、当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令の別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から)
(2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剩余金	利益剩余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2023年1月1日期首残高	100,000	3,028,896	366,462	△448,517	3,046,840
連結会計年度中の変動額					
剩 余 金 の 配 当	—	—	△39,708	—	△39,708
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	—	△108,446	—	△108,446
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△19	△19
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△148,154	△19	△148,173
2023年12月31日期末残高	100,000	3,028,896	218,307	△448,536	2,898,666

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
2023年1月1日期首残高	17,224	△81,306	474,259	410,177	2,749	3,459,768
連結会計年度中の変動額						
剩 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	△39,708
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	—	—	—	—	△108,446
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	△19
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	27,363	—	28,686	56,050	—	56,050
連結会計年度中の変動額合計	27,363	—	28,686	56,050	—	△92,123
2023年12月31日期末残高	44,588	△81,306	502,946	466,228	2,749	3,367,645

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

【連結注記表】

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数……………1社

連結子会社の名称

Japan Power Fastening Hong Kong Limited

② 非連結子会社の名称等

Beens Corporation Limited

J. J. ツール株式会社

当該会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等のいづれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

Beens Corporation Limited

J. J. ツール株式会社

当該会社は小規模であり、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

a. 市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b. 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

ロ. 櫃卸資産

a. 商品及び製品……………主として、総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

b. 仕掛品、原材料及び貯蔵品…主として、先入先出法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～50年

機械装置及び運搬具 2～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

当社は以下の方法によっております。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るもの

自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るもの

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

当社は売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

在外連結子会社については個別判定による貸倒見積相当額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び在外連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定拠出年金制度と前払退職年金制度の選択制を採用しております。

確定拠出年金制度の退職給付に係る費用は、拠出時に費用として認識しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは建築用ファスナー及びツール関連事業の単一セグメントであり、これらに関する収益については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は「純資産の部」における「為替換算調整勘定」に含めております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象……外貨建輸入予定取引、借入金

ハ. ヘッジ方針

取締役会の決議を経て、為替及び金利の変動リスクを回避するためにヘッジを行っております。なお、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的のために単独でデリバティブ取引を行うことはありません。

二. ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップについては、ヘッジ対象の予定取引に関する重要な条件が同一であり、為替変動による相関関係は確保されているのでヘッジの有効性の判定は省略しております。

金利スワップについては、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

- ・営業外収益の「助成金収入」（前連結会計年度7,164千円）は、前連結会計年度において区分掲記しておりましたが、金額的重要性が乏しくなったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(繰延税金資産の回収可能性)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 2,252千円

- (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のもの及び将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得し得る課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。税制改正により実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,541,954千円

- (2) 担保に供している資産

建物及び構築物	77,515千円
土地	142,730千円
投資有価証券	55,439千円
合計	275,685千円

上記に対する債務

短期借入金	107,461千円
長期借入金(1年内返済予定を含む)	147,978千円

- (3) 連結会計年度末日満期手形等

連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、当連結会計年度の末日が金融機関の休業日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

当該手形等の金額は、次のとおりです。

受取手形	14,029千円
電子記録債権	18,987千円

(4) 土地の再評価

2000年3月31日付で「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用の土地の再評価を行い、「再評価に係る繰延税金負債」を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

その再評価の方法については、「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法」に規定する土地の価額を算出する方法と同様の方法を採用しております。

なお、当連結会計年度末における再評価を行った事業用土地の時価は再評価後の帳簿価額を254,228千円下回っております。

6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益

売上高につきましては、顧客との契約から生じる収益以外の収益に重要性が乏しいため、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

(2) 事業再編損失

当社の事業再編の一環としての事務所移転に伴うものであり、主な要因は重複家賃及び引越費用等であります。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	18,688	—	—	18,688
合計	18,688	—	—	18,688
自己株式				
普通株式(注)	2,805	0	—	2,805
合計	2,805	0	—	2,805

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加(165株)であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月30日 定時株主総会	普通株式	39,708	2.5	2022年12月31日	2023年3月31日

② 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当のうち基準日が当連結会計年度中のもの
当連結会計年度の期末配当は無配につき、該当事項はありません。

(3) 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数
普通株式 4,198,423株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を主に銀行借入により調達しております。デリバティブ取引については、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が経営者に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

なお、これらの為替の変動リスクに対して為替予約を利用してヘッジする場合があります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係るる資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係るる資金調達であります。変動金利の借入金は金利変動リスクに晒されております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、定期的に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建の輸入予定取引について、将来の取引市場での為替相場の変動リスクを回避する目的で利用しております。また、金利関連では借入金の将来の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「2.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4)会計方針に関する事項 ⑦ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

当社グループの通貨スワップ取引は為替相場の変動によるリスクを、金利スワップ取引は市場金利の変動によるリスクを有しております。なお、デリバティブ取引の契約先は信用度の高い国内の銀行であり、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと判断しております。

重要なデリバティブ取引の実行については、当社の取締役会の承認を受けております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に関する市場リスクを示すものではありません。

④ 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち25.5%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日（当連結会計年度末日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（注）をご参照ください。）また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	120,007	120,007	—
関係会社株式	8,705	8,705	—
資産計	128,712	128,712	—
(2) 新株予約権付社債(※1)	549,976	549,623	△352
(3) 社債(※1)	86,000	85,517	△482
(4) 長期借入金(※2)	623,782	617,180	△6,601
負債計	1,259,758	1,252,322	△7,435
(5) デリバティブ取引	—	—	—

(※1)新株予約権付社債及び社債には、1年内償還予定の金額を含めております。

(※2)長期借入金には、1年内返済予定の金額を含めております。

(注) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	93,200

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	120,007	—	—	120,007
関係会社株式				
株式	8,705	—	—	8,705
資産計	128,712	—	—	128,712

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
新株予約権付社債	—	549,623	—	549,623
社債	—	85,517	—	85,517
長期借入金	—	617,180	—	617,180
負債計	—	1,252,322	—	1,252,322

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

新株予約権付社債、社債（1年内償還予定を含む）

当社の発行する社債、新株予約権付社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 貸貸等不動産に関する注記

貸貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

10. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの主たる事業は、建築用ファスナー及びツール関連事業であり、収益及びキャッシュ・フローの性質、計上時期等に関する重要な相違はないため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は省略しております。

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4)会計方針に関する事項

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」をご参照ください。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	211円85銭
(2) 1株当たり当期純損失	6円83銭

12. 重要な後発事象に関する注記

新株予約権付社債の繰上償還

当社は、2024年2月7日開催の取締役会において、2019年8月23日に発行いたしました第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といいます。）について、全額繰上償還を行うことを決議いたしました。概要は以下のとおりであります。

- ① 繰上償還する銘柄： 日本パワーファスニング株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
② 繰上償還日： 2024年2月22日
③ 繰上償還額： 549,976千円
④ 繰上償還金額： 各社債の金額100円につき金100円
⑤ 繰上償還理由： 本新株予約権付社債発行要項 第12項第(2)号（ロ）②に規定する「社債権者の選択による繰上償還」に基づく、繰上償還請求の事前通知を受領したため。
⑥ 業績に与える影響： 本件が、当社の業績に与える影響は軽微であります。
⑦ 債還資金： 手元資金により償還いたします。

なお、2019年8月23日発行の当社第1回新株予約権については変更ありません。

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から)

(2023年12月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本等変動計算書						自己株式	株主資本合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式			
		その他の資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
2023年1月1日 期首 残高	100,000	3,028,896	3,028,896	7,941	972,444	980,386	△448,517	3,660,764	
事業年度中の変動額									
剩余金の配当	—	—	—	—	△39,708	△39,708	—	△39,708	
剩余金の配当に伴う利益準備金の積立	—	—	—	3,970	△3,970	—	—	—	
当期純損失(△)	—	—	—	—	△177,599	△177,599	—	△177,599	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△19	△19	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	
事業年度中の変動額合計	—	—	—	3,970	△221,279	△217,308	△19	△217,327	
2023年12月31日 期末 残高	100,000	3,028,896	3,028,896	11,912	751,165	763,077	△448,536	3,443,437	

	評価・換算差額等	新株予約権			純資産合計
		その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2023年1月1日 期首 残高	17,224	△81,306	△64,081	2,749	3,599,433
事業年度中の変動額					
剩余金の配当	—	—	—	—	△39,708
剩余金の配当に伴う利益準備金の積立	—	—	—	—	—
当期純損失(△)	—	—	—	—	△177,599
自己株式の取得	—	—	—	—	△19
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	27,363	—	27,363	—	27,363
事業年度中の変動額合計	27,363	—	27,363	—	△189,963
2023年12月31日 期末 残高	44,588	△81,306	△36,717	2,749	3,409,469

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

【個別注記表】

1. 繼続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - イ. 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法
 - ロ. その他有価証券
 - a. 市場価格のない株式等以外のもの……時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - b. 市場価格のない株式等………移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - a. 商品及び製品 ………………主として、総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 - b. 仕掛品、原材料及び貯蔵品 ……主として、先入先出法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～50年

機械及び装置 2～10年

- ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

- ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るもの

自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るもの

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は建築用ファスナー及びツール関連事業の単一セグメントであり、これらに関する収益については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(5) ヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段……………通貨スワップ、金利スワップ
- b. ヘッジ対象……………外貨建輸入予定取引、借入金

ハ. ヘッジ方針

取締役会の決議を経て、為替及び金利の変動リスクを回避するためにヘッジを行っております。なお、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的のために単独でデリバティブ取引を行うことはありません。

二. ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップについては、ヘッジ対象の予定取引に関する重要な条件が同一であり、為替変動による相関関係は確保されているのでヘッジの有効性の判定は省略しております。

金利スワップについては、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(退職給付に係る会計処理の方法)

当社は、確定拠出年金制度と前払退職年金制度の選択制を採用しております。

確定拠出年金制度の退職給付に係る費用は、拠出時に費用として認識しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 2,252千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

内容につきましては、「【連結注記表】4.会計上の見積りに関する注記」をご参照ください。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	3, 538, 209千円
(2) 担保に供している資産	
建物	77, 515千円
土地	142, 730千円
投資有価証券	55, 439千円
合計	275, 685千円
上記に対する債務	
短期借入金	107, 461千円
長期借入金(1年内返済予定を含む)	147, 978千円
(3) 関係会社に対する金銭債権、債務(区分表示をしたものを除く)	
短期金銭債権	395, 628千円
短期金銭債務	36, 029千円
(4) 事業年度末日満期手形等	
事業年度末日満期手形等の会計処理については、当事業年度の末日が金融機関の休業日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。	
当該手形等の金額は、次のとおりです。	
受取手形	14, 029千円
電子記録債権	18, 987千円
(5) 土地の再評価	
2000年3月31日付で「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用の土地の再評価を行い、「再評価に係る繰延税金負債」を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。	
その再評価の方法については、「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法」に規定する土地の価額を算出する方法と同様の方法を採用しております。	
なお、当事業年度末における再評価を行った事業用土地の時価は再評価後の帳簿価額を254, 228千円下回っております。	

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	1, 402, 827千円
仕入高	446, 649千円
営業取引以外の取引高	575, 901千円
(2) 事業再編損	
当社の事業再編の一環としての事務所移転に伴うものであり、主な要因は重複家賃及び引越費用等であります。	

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
普通株式（注）	2,805	0	—	2,805

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加（165株）であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	108,324千円
投資有価証券評価損	55,491千円
減損損失	41,361千円
棚卸資産評価損	36,619千円
原価差額調整額	21,755千円
減価償却費	18,069千円
会員権評価損	11,890千円
長期未払金	4,999千円
貸倒引当金	3,066千円
資産除去債務費用	1,425千円
その他	2,088千円
繰延税金資産 小計	305,092千円
評価性引当額	△301,864千円
繰延税金資産 合計	3,228千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△976千円
繰延税金負債 合計	△976千円
繰延税金資産の純額	2,252千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係役員の兼任等	内 容事業上の関係	取引の内容	取引金額(千円)	科 目	期末残高(千円)
子会社	Japan Power Fastening Hong Kong Limited (JPFF香港)	中華人民共和国香港特別行政区	96,314千香港ドル	建築用ファスナー及びツール関連事業向け製品の海外調達	所有直接100.0%	役員1名	当社製品の仲介貿易	建築用ファスナー及びツール関連事業向け製品の購入(注1)	446,649	買掛金 未払金	34,919 0
								有償減資(注2)	500,000	—	—

(2) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係役員の兼任等	内 容事業上の関係	取引の内容	取引金額(千円)	科 目	期末残高(千円)
その他の関係会社及び主要株主	積水ハウス株式会社	大阪市北区	202,854百万円	セキスイハウスの設計、請負及びその関連事業、不動産の売買及び賃貸借の仲介及び代理他	被所有直接24.4%	—	当社製品の販売	建築用ファスナー及びツール関連事業向け当社製品の販売(注3)	1,402,827	電子記録債権 売掛金	268,664 126,961

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) JPFF香港からの仕入価格については、市場価格を勘案して個別に協議のうえ決定しております。

(注2) JPFF香港が行った減資を計上したものです。

(注3) 積水ハウス株式会社に対する販売価格については、総原価及び市場価格を勘案して個別に協議のうえ決定しております。

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

内容につきましては、「【連結注記表】 10. 収益認識に関する注記」をご参照ください。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 214円48銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 11円18銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

(新株予約権付社債の繰上償還)

内容につきましては、「【連結注記表】 12. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。